

# 「奈良県少年補導に関する条例」について

Q 「奈良県少年補導に関する条例」って何？

A 少年の非行防止と保護を通じて、少年の健全な育成を図ることを目的とした、奈良県独自の決まりです。この条例では、少年にとって「非行の入り口」となるような行為を『不良行為』として定めています。平成18年7月1日に施行されました。

Q 「非行の入り口」となるような『不良行為』ってどんな行為？

A 少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれのある行為(刑罰法令に触れるものを除く)をいい、この条例では次の26項目を定めています。

## 不良行為26項目

### 20歳未満の少年について 不良行為となるもの

喫煙

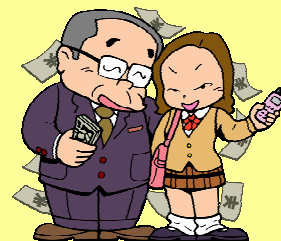
飲酒



競輪の車券購入等

売春

粗暴な言動



刃物等の所持

金品の不正要求

金品の無断持ち出し

性的不安を与える言動

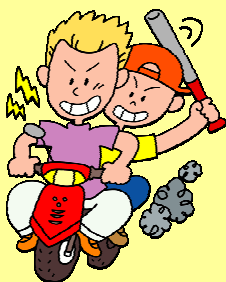


暴走行為のあおり

有害薬物等の濫用・所持

家出

暴力団員・暴走族等との交際



### 19歳未満の少年について 不良行為となるもの

サッカーくじ(totoチケット)の購入等

## 18歳未満の少年について 不良行為となるもの

風俗営業所等への立入り

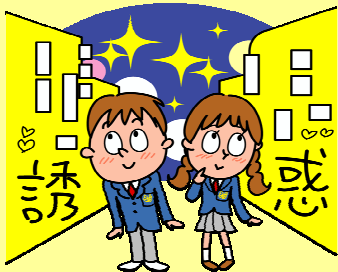
デリバリーヘルス等の利用

デリバリーヘルス等への従事

児童買春の相手方となる行為

出会い系サイトの利用

インターネット上の有害情報閲覧等



- ㉑ 有害図書類・有害がん具刃物類の所持
- ㉒ 入れ墨を受ける行為
- ㉓ インターネット掲示板への中傷情報の書き込み等
- ㉔ 深夜はいかい
- ㉕ 無断外泊
- ㉖ 小・中学校等の怠学

Q 例えば、『喫煙』や『飲酒』として警察官に注意を受けた場合、少年が持っている『たばこ』や『お酒』はどうなるの？

A その場で、少年に廃棄するように求めます。または、少年の任意の提出を受けて、一時的に保管し、保護者等へ引き渡します。

Q 18歳未満の少年の『家出』や『深夜はいかい』『無断外泊』で警察官に注意を受けた場合はどうなるの？

A 帰宅するように指導します。

また、少年の年齢や状況によっては、その場で保護者に連絡し、保護者に連絡がつかない場合や、保護者がすぐに迎えに来られない場合などは、少年の同意を得て、警察で一時的に保護することがあります。

ただし、16歳未満の少年については、保護者からの依頼を受けて保護することがあります。

Q 不良行為を行っている少年に対して注意するのは、警察官だけですか？

A 少年警察ボランティアである「少年補導員」をはじめ、一般の大人の方々も注意することがあります。

### 少年のみなさんへ

自分自身が犯罪に巻き込まれないためにも、決められたルールは守りましょう。また、喫煙、飲酒などの「不良行為」に誘われても、きっぱり断る勇気を持ちましょう。